

平成17年8月22日

自動体外式除細動器(AED)の整備及び講習会について

心停止した心臓に電気ショックを与え救命を図る自動体外式除細動器(AED)を市役所等の公共施設に設置し、普及啓発を図ります。また、施設を管理する職員等に使用が可能なよう講習会を開催します。

1 経緯

平成3年の救急救命士制度創設により、救急救命士には医師の具体的指示下で除細動器の実施が認められていましたが、追加講習の受講、事後検証の行いうるメディカルコントロール体制の整備等を条件に医師の包括的指示下での除細動の実施が認められました。さらに、平成16年7月1日より非医療従事者についてもAEDの使用が認められました。

2 電氣的除細動の効果

発症から基本的心肺蘇生処置が開始されるまでの時間、発症から電氣的除細動が行われるまでの時間が短いほど救命率は良好となる。

心疾患による死亡者数は、年間16万3000人(全国)と年々増加傾向にあり、この内2~3万人が病院外での心停止となっています。また、119番通報から救急隊員が現場に到着するまでの時間は、5~6分必要とされ、到着までに電氣的除細動が速やかに行われれば、救命行為が更に有効となる。心停止から除細動までの時間が1分遅れるごとに10%蘇生率が低下する。10分経過するとほとんどの人が死に至ります。

3 整備施設(4か所)

市役所庁舎、中央体育館、西部会館、保健所

4 講習会

日時 1回目 平成17年8月24日(水) 午前9:00~正午まで
2回目 平成17年8月24日(水) 午後1:30~4:30まで
場所 奈良市保健所 大会議室
対象者 設置施設職員

問い合わせ先

奈良市保健所 保健総務課

電話 0742-23-6171